

技能検定委員会規約

令和 6 年 1 2 月 7 日制定

第 1 章 総則

(目 的)

第1条 本会は、日本テントシート工業組合連合会に所属する組合員が、帆布製品製造の技能検定を円滑に推進し、かつ適正な運営と普及発展を促進することを目的とする。

(名称等)

第2条 本会は、日本テントシート工業組合連合会技能検定委員会(以下「技能検定委員会」と称する。

2 本会は、日本テントシート工業組合連合会規約 5 6 条及び委員会規則 1 条に基づく委員会とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を東京都千代田区、日本テントシート工業組合連合会内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本テントシート工業組合連合会が推薦する中央技能検定委員の人選に協力。
- (2) 都道府県職業能力開発協会に登録する技能検定委員の指導、教育及び育成。
- (3) 都道府県組合が技能検定に参加する際、受験生に対する事前講習及び検定運営のサポート。

第 2 章 委員

(種別及び員数)

第5条 本会に、次の委員を置く。

- (1)委員長 1 名
- (2)副委員長 3 名以内
- (3)委員 10 名以上 18 名以内(委員長、副委員長含む)

(委員の選任)

第6条 委員は本会の会員の中から、地区ブロック議長により推薦された者又は地区理事会が推薦した者の内から、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 委員長は日本テントシート工業組合連合会の理事から理事長が指名する。
- 3 副委員長は委員の互選とする。

(職 務)

第7条 委員長は、本会の会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行し委員長が欠けた時は、その職務を行う。

- 3 委員は、委員会及び日本テントシート工業組合連合会総会の議決に基づいて、会務の執行にあたる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再選することができる。
- 3 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が委嘱されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第9条 委員に、委員としてふさわしくない行為があったときは、委員会の議決により解任できる。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は委員会とする

- 2 委員会は、委員をもって構成する。
- 3 理事長は委員会に出席することができる。
- 4 日本テントシート工業組合連合会に所属する組合員の内委員長が認めたものは委員会に出席することができる。

(委員会)

第11条 委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算案の作成
- (5) 事業報告及び収支決算案の作成
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(会議の開催)

第12条 委員会は原則として毎月1回行う。

- 2 委員会は電磁的方法で行うことができる
- 3 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は、委員長または委員長の委嘱を受けた副委員長が招集する。

- 2 会議を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 会議の議長は委員長または委員長の委嘱を受けた副委員長がこれに当たる。

(定足数)

第15条 会議は委員の 3 分の 1 以上の出席(書面による議決権又は選挙権を行使する者を含む。)がなければ議決することができない。

(議 決)

第16条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 可否同数の時は、議長がこれを決する。

(委員会の議事録)

第17条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面議決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議長が指名した議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(委員の機密保持義務)

第18条 委員は、その職務に関して知り得た機密を洩らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

第19条 会議の議事につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない

第 4 章 資産及び会計

第 20 条 本会の資産は、次の通りとする。

(1) 日本テントシート工業組合連合会からの収入

(2) 資産から生ずる収入

(3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 本会の資産の管理は、委員長が管理し、その方法は委員会の議決を得て委員長が定める。

(予算及び決算)

第21条 本会の予算は、委員長が作成し年度開始前に委員会の議決を得なければならない。

2 収支決算は、年度終了後 2 か月以内に委員長が作成し、委員会の承認を得なければ

ばならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(余剰金の処理)

第23条 本会の決算に余剰金が生じたときは、委員会の議決を経て、これを翌年度に繰り越すことができる。

第5章 規約の変更・解散

(規約の変更)

第24条 この規約は、委員会において、委員の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解 散)

第25条 本会は、委員会において、委員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

第5章 雑則

第26条 この規約の施行について必要な事項は、委員長が委員会の議決を経て決定する。